

アジア太平洋戦争下における文部省の修史事業と 「国史編修院」

長谷川 亮一

『千葉史学』（千葉歴史学会）第四六号（二〇〇五年五月一六日発行）一四～三七頁
Ryoichi Hasegawa (2005): The Ministry of Education-Coordinated History and the National History Compilation Bureau during the Asia-Pacific War, *Chiba Shigaku*, No. 46, pp. 14-37.

目次

はじめに

3

1 国史編修事業の閣議決定

4

計画の浮上	4
閣議決定	6
修史事業に対する反応	7

2 国史編修準備委員会・調査会における議論

8

国史編修準備委員会	8
国史編修調査会	12
国史編修官	12

3 国史編修院と敗戦後の経過

13

国史編修院の設置と敗戦	13
山田孝雄院長の辞任と国史編修院の解体	15

おわりに

16

註

16

表目次

1	国史編修準備委員会・調査会名簿	22
2	国史編修院名簿	24

はじめに

近代天皇制国家は、自らの「正史」を国家事業として編修しようとする試みを、二度にわたって行っている。この二事業はいずれも、天皇制国家による勅撰正史（六国史）の編修が『日本三代実録』以後行われていないことを受けて、その後継となる「正史」を編修しようとしたものであった。しかし、両者はいずれも完成に至らないまま、事業自体の中止という形で終わっている。^①

ひとつは、明治二（一八六九）年二月の史料編輯国史校正局の設置に始まるものである。これは、「王政復古」に際して「三代実録以後絶テ続ナキ」修史事業を復活させ、「速ニ君臣名分ノ誼ヲ正シ、華夷内外ノ弁ヲ明ニシ、以テ天下ノ綱常ヲ扶植」する、^②という理念に基づいて「正史」を編修しようとしたものであった。この事業はその後紆余曲折をたどることになるが、一八八一（明治一四）年、六国史に加えて『大日本史』を「正史」扱いとした上で、文保二（一三二八）年以後、慶応三（一八六七）年までを対象とする、漢文による編年体の「正史」『大日本編年史』を編修することが取り決められた。しかし、重野安繹・久米邦武・星野恒ら漢学系の考証史家を中心とする編修作業に対しては、神道家や国学者などが強く反発した。両者の対立は、一八九一（明治二四）年、久米が論文「神道は祭天の古俗」を発表するに及んで頂点に達し（久米事件）、一八九三（明治二六）年四月、『大日本編年史』の編修・刊行は中止に追い込まれたのである。

その後、この事業のために蒐集された史料は、一八九五（明治二八）年に帝国大学文科大学内に設置された史料編纂掛（現在の東京大学史料編纂所）に引き継がれ、一九〇一（明治三四）年より編年体史料集『大日本史料』という形で刊行されることになる。

ところがその後、アジア太平洋戦争中の一九四二（昭和一七）年に、文部省はこの事業の「復活」を画策し始めたのである。一九四三（昭和一八）年八月、あらためて修史事業を行うことが閣議決定され、その準備のために同年一〇月、文部大臣の諮問機関として「国史編修準備委員会」が設置された。同委員会はその後、一九四四（昭和一九）年一二月に「国史編修調査会」に改組されており、そして一九四五（昭和二〇）年八月、一七日には、実際の編修を行う機関として「国史編修院」が設置されている。もともと、敗戦後の文部省改革の過程で、国史編修院は設置後わずか半年で廃止された。

このうち明治の修史事業は、近代歴史学の成立や、天皇制国家と歴史学との関係などを考える上で重視されており、多くの研究がなされている。^③しかし、昭和の修史事業はその

存在自体がほとんど忘却されており、管見の限りではまとまった研究は特になされていない。^④

確かに、この事業は何の具体的成果も残していない。しかしこの事業は、アジア太平洋戦争下にあつて国策として進められたものであり、国家による思想統制、あるいは国家・戦争と歴史学との関係を考える上で決して看過し得ない存在といえる。

戦時下の歴史学の動向については、近年になってようやく関心が高まりつつあるように見える。^⑤しかしながら従来の研究では、一部特定の歴史家（特に平泉澄^{きよし}）の思想的動向のみに関心を中心させる傾向が強く、また、文部省の教育・学問政策と歴史学との関係については、あまり関心が払われていないのが現状である。

そこで本稿ではまず、この修史事業の経緯について具体的に明らかにし、その上で、この事業の性格について、国史編修準備委員会・調査会における議論や、事業に対する言論界での反応などをもとに考察を進めることにしたい。

1 国史編修事業の閣議決定

計画の浮上

戦時下における大規模な修史事業の計画について文部省当局者が言及したのは、管見の限りでは、一九四二年九月二六日の大政翼賛会第三回中央協力会議における橋田邦彦文相の演説が最初のものである。

橋田は、その中で以下のように述べている。

大東亜戦争が肇国の理想に淵源するものでありますことは申すまでもありません。随つて国体の本義を明かにし、肇国の精神を国民生活の全領域に於て体顕せしむることが、今次征戦の目的を達成する為に根源的に要請されるのであります。これがためには国体の本義に徹し、皇国臣民としての生命の根源は我国歴史と伝統とにあることを体得して、確固たる皇国史観を、更に進んで国体の本義、肇国の精神に則る世界観、即ち日本世界観を把握体得することが必要なのであります。これが為め文教の問題と致しまして学問、思想の根源を明かにし国体の本義に基く日本諸学の樹立、振興を図る為、益々これが助長の方策を講ずることが取上げられて居るものであります。また文部省に於きましてはこの趣旨に基きまして、国史概説、大東亜史の編纂に着手し、着々事業の進捗を見つつけますが、更に今後御歴代詔勅の衍義を謹解し奉り、古事記、日本書記その他古典につ

いてその衍義を編纂し、更に昌^ななる大御代^{おほみよ}を象徴^{しる}すべき大規模なる国史^{こくし}編纂^{へんさん}を画策^{えくさく}し
まして、皇国の歴史的使命^{しめい}の透徹^{てうてつ}せる識得^{しきとく}の根基^{こんき}を明かにしたいと思ふのであります。^⑥

すなわち、ここで橋田は、「大東亜戦争」(アジア太平洋戦争)の目的を達成するために
は国民が「皇国史観」を「把握体得」することが必要であり、そのために文部省では『国
史概説』『大東亜史』(『大東亜史概説』、歴代詔勅・古典の「衍義」(解説書)などといっ
た書物、そして「大規模なる国史」の編纂を計画している、と述べているわけである。

ここで「大規模なる国史編纂」として触れられているのが、問題の修史事業である。な
おその他の書物は、いずれも当時、文部省の教学局において編纂が進められていた、ない
しは編纂が計画されていたものである。『国史概説』は「国民ヲシテ皇国民タルノ信念ト使
命ノ自覚ニ資スル」ことを目的とした知識層向けの日本通史で、一九四一年より編纂に着
手された。また『大東亜史概説』はその姉妹篇にあたる「大東亜共栄圏」の通史で、一九
四二年より編纂に着手されている。そして「衍義」についてはこの後、一九四三年に教学
局内に「古典編修部」が設置されている。このうち『国史概説』は一九四三年に刊行され
たが、他は全て未刊に終わっている。^⑦ また「皇国史観」という語は、これら一連の歴史書
の基本理念を示すものとして、この時期から文部省当局者が意識的に使い出した国策標語
である。^⑧

ここで橋田が述べている「肇国」、すなわち大日本帝国の歴史の始まりとは、「皇祖天照
大神が神勅を皇孫瓊杵ノ尊に授け給うて、豊葦原の瑞穂の国に降臨せしめ給うた」^⑨こと
(天孫降臨)を指している。この「神勅」(いわゆる「天壤無窮の神勅」)とは、

豊葦原の千五百秋の瑞穂の国は、是れ吾が子孫の王たるべき地なり。宜しく爾皇孫就き
て治せ。行矣。宝祚の隆えまさむこと、当に天壤と窮りなかるべし。^⑩

すなわち、豊葦原千五百秋瑞穂国(日本)は自らの子孫(天皇)が天壤無窮(永遠)に統治
する国である、という宣言である。そして「肇国の精神」とは、日本は、天皇が「神勅」に
基づいて統治し、国民は臣民として天皇に仕える、という「万古不易の国体」を持つ「君
民一体の大家族国家」であり、さらにこの「家族国家」の範囲は、八紘(天下)を一つ
の宇(家)とする、という「八紘為宇」(ないし八紘一宇)の理念に従って無限に拡大され
なければならない、というものである。また、文部省のいう「皇国史観」とは、日本の歴
史をこのような「肇国の精神」の発現過程として捉える歴史観を指している。もとよりこ

れは、「大東亜戦争」を自己正当化するとともに、国民を戦争に動員するために用意されたイデオロギーにほかならない。

そして文部省では、この「皇国史観」を歴史的に正当化し、全国民の共有する歴史観とするために、『国史概説』以下一連の歴史書を編纂し、さらに「大規模なる国史編纂」を画策したのである。

ここからもわかるように、この事業は戦争という状況下にもかかわらず、というよりはむしろ戦争の推進にあたって、そのイデオロギー的正当化を推し進めるために企図されたものであり、その意味で戦争と密接不可分なものであった。

この「大規模なる国史編纂」の計画は、翌一九四三年度の文部省所管予算中に「国史編纂準備費」として計上され、実施検討に移された^⑪。なお、この間に「編纂」から「編修」に呼び方が変わっているが、これは「編纂」「編輯」が「文書をあみあつめる」意で「史書ニツイテイヘバ史料ヲ蒐集シテ之ヲ一書ニ編ミ、又ハ史料ニ重点ヲ置キ一書ヲ編ム時ニ使用スル例」が多いのに対し、「編修」は「文書をあみととのへる」意で「一貫シタ精神・理念ヲ織込デ書物ヲ編著スル語感ヲ有スルモノ」である、という理由によるものである^⑫。以後、文部省側は一貫してこの事業のことを「国史編修」と呼んでおり、本稿でもこれに従うこととする。ここからは、編年体史料集である史料編纂所の『大日本史料』とは一線を画し、明確な歴史観に基づいた歴史書を作ろうとする意図が読み取れる。

閣議決定

一九四三年四月の内閣改造で橋田が内閣を去った後、新たに文相となった岡部長景^{ながかげ}は、同年八月一六日、「我が国ノ世界的使命ニ鑑ミ肇国ノ大精神ノ具体的顕現タル国史ノ成迹ヲ詳ニシ以テ政教ノ基クトコロヲ瞭カナラシムルハ現下喫緊ノ要務ナルヲ以テ国家事業トシテ正史ヲ編修セントスルニ依リ之ガ準備ノ為委員会ヲ設置スル」ための閣議開催を請求した^⑬。これを受けた八月二七日の閣議で、翌一九四四年度より十五ヶ年の歳月をかけて修史事業を行うこと、そして、その準備のために文相の諮問機関として「国史編修準備委員会」を設置することが決定された。ここに、国史編修事業は本格的に動き出したのである。

岡部は、同日一六時半に参内して昭和天皇にこの件を奏上し、その後「正史編修計画に関する文部大臣談話」と「文部大臣謹話」を発表した^⑭。このとき天皇がどのような反応を示したかは明らかではないが、「謹話」によれば「我が国正史ノ編修ニ関シ 大御心ヲ垂レサセ給フコトノ一入深キ」様子であり、岡部は「種々有難イ御下問マデ賜ハ」ったという。

岡部は「謹話」の中で、この事業の意義について

大東亜戦争下国体ノ本義ニ徹シ肇国ノ大精神ヲ国民生活ノ全領域ニ於テ顕現セシメマスコトハ今次征戦ノ目的達成上最モ根本的ナル要請デアリ之ガ為ニハ肇国ノ大精神ノ具體的顕現タル我ガ国歴史ノ迹ヲ詳カニシテ以テ皇国ノ歴史的使命ノ識得ニ資スルコトガ刻下ノ急務デアリマス。茲ニ於テ政府ハ国家事業トシテ正史ヲ編修シ現代施策ノ鑑トナシ皇国史觀ノ徹底ニ資スルト共ニ永ク後昆ニ伝ヘテ国運隆昌ノ基礎ニ培ハントスルモノデアリマス。

と述べている。また、「談話」の中で岡部は、この事業の性格について、明治の修史事業が「幾度か官制の変わります間に正史編纂の事は杜絶の状態となり、明治天皇の聖旨の存する所は未だに実現されない状態であります」と述べ、この事業が「断絶せる六国史の後をつぎ以て明治天皇の聖旨に応へ奉る」ものである、とし、この事業が六国史の継承であるとともに明治の修史事業の継承であることを強調している。なお、ここでいう「明治天皇の聖旨」とは、明治二（一八六九）年四月に三条実美を史料編輯国史校正局の総裁に任命する際に出された宸翰（いわゆる明治天皇宸翰御沙汰書）のことを指している。¹⁵特に、その中の「速ニ君臣名分ノ誼ヲ正シ、華夷内外ノ弁ヲ明ニシ、以テ天下ノ綱常ヲ扶植セヨ」という文言は、この修史事業の基本理念を示すものとして度々強調されることになる。

修史事業に対する反応

八月二八日付の新聞各紙は、この閣議決定のニュースを一面トップで大々的に報じており、また、その後も多くの新聞や雑誌がこの事業のことを再三にわたって大きく取り上げている。¹⁶そして、この一連の報道の中で、岡部「謹話」中の「皇国史觀ノ徹底」という言葉に着目が集まった。この「皇国史觀」という言葉は、国史編修事業の根本理念を示すものとしてジャーナリズムに繰り返し取り上げられ、そして一般に広まっていったのである。

しかしながら、その「皇国史觀」とは具体的にいかなるものなのか、という点になると、当時の理解ですらも実は非常に曖昧なものであった。

例えば『朝日新聞』八月二九日付のコラム欄「神風賦」では、「これを機会に国民挙つて国史に対する燃犀の知識を持つことだ」とした上で、「親房の『神皇正統記』白石の『読史余論』山陽の『日本外史』明治以降のものとしては田口鼎軒の『日本開化小史』の如き読み易いもの」を推薦している。しかし、儒学者の新井白石や頼山陽、あるいは文明史家の

鼎軒田口卯吉などの歴史観は、平泉澄などの国体論的な歴史家からは批判の対象とされていた。国体論の聖典扱いを受けていた『神皇正統記』ですら、その「不敬」性は度々問題となっていたのである。¹⁷ここからは、「皇国史観」に関する認識のブレが読み取れる。

また、ジャーナリズムの論調はおおむね礼賛調であったが、中には国体論的な立場より危惧の念を示すものも見られた。例えば、『読書人』誌第三卷第一号（一九四三年一月号）の特集「史観を正す」は、国体論的な立場から当時の主だった歴史学者たちに批難を浴びせ、彼等がこの修史事業に関与することを危惧する、といった性格のものである。

例えば、保田與重郎「日本正史の編修」¹⁸は、中村孝也（東京帝国大学教授）の談話記事の中に、「撰関及び武家へ政権運用を御委任になった時代」という文言があるのを取り上げて、「かゝる語を聞けば、恐らく承久建武以降の忠臣は泣くであろう。御一新を翼賛し奉つた志士や、明治天皇の功臣たちも泣くであらう」と批判している。また、房内幸成「正史撰修の故実」は、「鎌倉幕府より明治維新に至る七百年の国史を、吾妻鏡、徳川実記等を一等史料として幕府中心に見たり、新井白石の幕府史観を祖述したり、さては道の継承といふことも知らず、歴史即発展とのみ考へる西洋史観や西来の文化主義の史観をおのれの学の生命とするやうな学者が、もし仮に正史の撰修に与るといふことになるならば、まことにゆゑしき一大事とならう」と書いている¹⁹し、森本忠「史観を正す」も、歴史家は「我々国民が日本の歴史によつて教へられた史観、養はれた信念に抵触する所が多いばかりか、それから逸脱して却つてそれを嘲笑する如き異説が中々に多い」と攻撃している。

2 国史編修準備委員会・調査会における議論

国史編修準備委員会

国史編修準備委員会は、一九四三年一〇月一日付（二日公布）の勅令第七五一号「国史編修準備委員会官制」によつて設置された。会長には文相が就任し、委員には内閣書記官長（星野直樹）と法制局長官（森山銳一）、各省庁の次官級官僚と東京・京都両帝大の総長（内田祥三・羽田亨）、貴族・衆議両院の副議長（佐佐木行忠・内ヶ崎作三郎）、枢密顧問官（竹越與三郎）、それに学識経験者として西田直一郎・山田孝雄^{よしお}・中村孝也・平泉澄^{ひらひら}・龍肅^{りゅうすう}・矢野仁一・辻善之助・安岡正篤^{やすひら}が指名されている（表1参照）。

委員会第一回総会は二月一三日、第二回総会は二日に開かれており、この二度の総会で各委員がそれぞれ一通り自らの意見を述べた。その後、答申案を作成するための特別委員会が設置されることになり、会長の指名により中村・山田・白根松介（宮内次官）・平

泉・龍・安岡・西田・辻・竹越の八名が特別委員に選出されている。辻を特別委員長とする特別委員会は、一九四四年二月二日・三月八日・二八日の三度にわたって開かれ、ここでは近藤壽治（文部省教学局長）ら幹事が総会での議論をもとにまとめた試案を叩き台として答申案が作成された。この答申案は、三月二十九日に開かれた第三回総会で全会一致で可決されている²¹。

総会では、主として政府系の委員から、この事業が「思想戦」にあたっての重要な武器になるよう期待する意見が寄せられた。例えば内ヶ崎作三郎は、「大東亜共栄圏ヲ指導スル為ニ、共栄圏各国各民族ヲシテ日本帝国ノ国体又其ノ歴史的發展及ビ国家トシテ、或ハ指導国家トシテノ使命ヲ諒解セシメルコトノ出来ルヤウナ立派ナ国史²²」を編修し、これを翻訳して大東亜共栄圏諸国に対する思想宣伝の材料とすることに期待している。また唐澤俊樹（内務次官）は、歴史書を検閲する際に「ドウ云フ態度ヲ以テ之ニ臨ンデ宜イカ非常ニ苦シム場合ガ多イ」が、「其ノ意味カラ申シテモ今度ノ仕事ハ極メテ有難イコトデ、之ニ依ツテ本当ニ日本ノ正史ガ決リマスレバ、ソレニ基ヅイテ思想ノ指導ヲ致スニモ基準ガ出来ルノデアリマス²³」と、言論統制の立場より露骨極まりない期待を語っている。また、那須義雄（陸軍兵務局長、富永恭次陸軍次官の代理）は、この書を「天皇陛下ノ御作り遊バサレタ皇国史」「恭シイ、神々シイ所ガ入ツタモノ」として、「国民必読ノモノトシテ、必勝ノ信念又戦意ノ高揚、愈報国ノ志ヲ以テ此ノ戦争ヲ完遂スルト云ウ風ニ持ツテ行ツテ貫ヒタイ²⁴」と、神聖なる「正史」の創出への期待を述べている。

しかしながらその一方で、総会では、この歴史書の性格をどのように位置づけるのか、という点が大きな問題となった。

委員会において最大の問題とされたのは、叙述の対象となる期間、とりわけ「其ノ初メヲ肇国ニ置キマスルカ、或ハ六国史ノ後ヲ受ケテ宇多天皇ノ践祚アラセラレマシタ仁和三²⁵年八月ニ求メルカ²⁵」という点である。なお明治の修史事業においては、『大日本史』を「正史」扱いとした上で、それ以後を対象期間とする取り決めがなされていたのであるが、ここではそのような考えは全く問題にされていない。

まず、明治天皇宸翰御沙汰書の理念に従い、六国史を受け継いだ正史だと考えるならば、当然、叙述期間は『日本三代実録』以後、すなわち仁和三（八八七）年以後でなければならぬ。岡部会長ほか、西田直二郎・竹越與三郎・山田孝雄などがこの意見に与している²⁶。

ところが、これではいくつか不都合が生じることになる。まず第一の問題は、御沙汰書

に基づく歴史書としてはすでに『大日本史料』の編纂が行われており、これと重複することになるのではないか、という点である。この点は辻善之助・龍肅ら史料編纂所関係者のほか、矢野仁一・平泉澄らが主張している。

ただし、この件に関して教学局側は、明治の修史事業は「欧米史学ノ風潮瀾漫シ徒ラニ考証ノ末ニ趨ツ」たために「遂ニ世論ノ糾弾ヲ招キ」中絶したものであり、『大日本史料』は「史料ノ編纂ニ過ギズシテ国史ノ編修ニ非ズ、且〔略、南北朝正閏問題の際に〕南北朝両立論ノ一支柱ハ大日本史料タルガ如キ觀アランコトニ觀測スレバ明治天皇ノ御沙汰書ニ拝スル大御心ト相隔ルコト通シト断ゼザルベカラズ」として、「御沙汰書ノ 聖旨ハ未ダ実現セラレヲラズ」と認識していた²⁷。後述するように、これは山田孝雄の意見とほぼ一致する。

それ以上に問題なのは、これでは「肇国」それ自体は叙述できないということである。このため、中村孝也が的確に述べているように、「宇多天皇以後摂政関白政治ガ行ハレ、下ツテ武家政治ガ行ハレルヤウニナツタ時代ハ、日本国家生活ガ肇国精神ヲ具体的ニ顕現スル力量ノ寧ロ乏シカツタ時デアリマス、此ノ時代ニ於テ国家ノ総意ヲ以テスル所ノ世界的対外的發展トカ活動ト云フモノハ見ラレナクナツテシマツテ居ルノデアリマス、〔略〕撰関政治、武家政治ヲ主題ト致シマスル場合ニハ、我が国ノ世界的使命ガドノヤウナモノデアルカ、肇国精神ガドノヤウナモノデアアルカト云フコトヲ説明スルニハ甚ダ不便ダト考ヘルノデアリマス²⁸」という問題が生じることになる。もともとこの中村の発言は、文部省が主張するような「肇国の精神」の一貫性、ないしは「皇国史観」なるものは、実際の日本の歴史に照らし合わせてみると成り立たない、と認めてしまっているようなものである。

さらに辻善之助は、「六国史ト云フモノハ今日ノ時代カラ見マスト、歴史其ノモノデハナクテ、歴史ノ材料ト見ルベキモノデハナイカト思ヒマス²⁹」と述べて「六国史」の「正史」としての価値を否定し、「肇国」から始めることを主張している。

とはいえ、辻は「国体ノ本義ニ鑑ミマシテ、天皇中心主義ハ勿論其ノ内容ニ十分盛ラレナケレバナラヌ」とも述べているし、中村も「中心ハ政治ニ置イタ、其ノ政治ハ天皇親政ガ正シイノデアリマスカラ、当然皇室中心ニナツテ行カレル」ように叙述することを主張している³⁰。要するに、ここで問題になっているのは、実際の歴史が、「皇国史観」に基づいたあるべき歴史の姿とは乖離していることをいったん認めた上で、「両者をどのように辻褄を合わせるのか、ということである³¹。

しかしながら、「肇国」から書き出すとすると、今度は六国史、とりわけ「肇国」につい

て書かれた『日本書紀』の価値を貶めることになるのではないか、という問題が生じる。

全委員中、この修史事業に最も批判的な意見を述べていたのは平泉澄である。彼は閣議決定直後の一九四三年九月、東條英機首相に対して、この事業に反対する内容の意見書を提出している³²。彼はその中で、「六国史を軽んずるの嫌あり」「肇国」から叙述するのであれば、六国史をないがしろにすることになる）、「期限短きに過ぐべし」（十五年では短すぎる）、「史官果してその人ありや 疑あり」（国体観念をきちんと確立できている歴史家がほとんどいない）、「不急の事業 戦力をそぐ嫌なきか」（修史事業に国力を割く余裕はない）、という四つの問題点を挙げている。

また、竹越與三郎が「世間ノ人ハ六国史ヨリ溯ツテ肇国カラ書クノデハナイカト云フヤウニ、甚ダ心配シテ居リマス」と述べているのも、おそらく「六国史を軽んずる」ことへの不安を示したものであろう。

もともと、平泉自身は、委員会では「肇国」から書き出すことを主張している。これは彼が意見を変えたということではない。彼はまず、御沙汰書に基づいて六国史を継承したものとしてはすでに『大日本史料』が存在するとして、この歴史書はどのような「正史」ではなく、「現下喫緊ノ要請ニ応ジテ国体ノ成迹ヲ大観シ国民ヲ嚮フベキ方向ヲ明確ニ示サウ」というものとして捉え直す。このことによって、この歴史書は単なる官撰史書に矮小化され³⁵、六国史とは無関係な存在となる。つまり平泉は辻とは逆に、勅撰正史である六国史の神聖性を護持しようとするが故に、「肇国」からの書き出しを主張したのである。

もともと、平泉とは対照的にこの事業には意欲的だった山田孝雄は、南北朝正閏問題のことを挙げて、「明治天皇ノ思召通りノモノニハ、アノ大日本史料ハナツテ居リマセヌ」と反撃しており、平泉自身も「明治天皇ノ思召ガアノ大日本史料編纂ノ行キ方ニ於テ決シテ正シク実現サレテ居ルト云フコトハ、私モ考ヘテ居リマセヌ」と、この点には同調している³⁶。

以上のような議論を経て出された答申³⁷では、「編修ノ方針」として、「宏遠ナル肇国ニ淵源シ無窮ノ皇統ノ下ニ顕現セル国史ノ神髓ヲ明カニシ、歴代天皇ノ御鴻業ヲ謹記シ且ツ皇謨ヲ翼賛シ奉レル臣民ノ事蹟ヲ叙述シ、以テ君臣ノ大義ヲ顕揚ス」「万邦ニ卓越セル皇国生成ノ本姿ヲ明カニシ、国運発展ノ成迹ヲ審カニシ、以テ八紘為宇ノ皇謨ノ世界ニ具現スベキ所以ノ識得ニ資ス」の二点が掲げられた。「叙述ノ範囲」としては、「肇国ヨリ光孝天皇ノ御治世ニ至ル大観ヲ述べ、宇多天皇ノ御治世ヨリ明治天皇ノ御治世ニ至ル間、即チ六国史以後ニツイテハ、コレガ叙述ニ詳審ヲ期スルモノトス」という妥協的な結論に達してい

る。辻善之助特別委員長は、この点を、六国史は「漢文デ記シテアリマスノデ、国民ノ理解ニ困難デアリマス」と説明している。なお叙述方法は「歴代天皇ノ御鴻業ヲ謹記シ、皇謨ヲ翼賛シ奉レル臣民ノ業績ヲ述ブルト共ニ国勢発展ノ迹ヲ大観ス」とされただけで、それ以上の詳しい取り決めは特になされていない。また文体については、口語文では時代の変化に流される恐れがあるとして、「厳正且ツ平易ナル文語文ヲ用フ」とされた。

国史編修調査会

この答申の後約半年の間、事業は表向き何の進展も見せない。

一九四四年一月一日、二宮治重文相は、編修を実際に行う「国史編修官」と、準備委員会に代わり「国史編修ニ関スル企画竝ニ史料ノ調査及蒐集ニ関スル重要事項ヲ調査及審議スル」「国史編修調査会」の設置に関する閣議開催を請求している³⁹。その後、一月一四日付（公布一五日）の勅令第六六四号「文部部内臨時職員設置制中改正」で、文部省臨時職員に新たに国史編修官等（教学局所属）が加えられた。また、同日の勅令第六六六号「国史編修調査会官制」で、国史編修準備委員会が廃止されるとともに、新たに同じく文相の諮問機関として国史編修調査会が設置された。

準備委員会と調査会とは、政府系委員の顔ぶれは大きく入れ替わっているものの、学識経験者委員の顔ぶれは同一であり、二つの委員会は実質的に同じものと見てよい（表1 参照）。

調査会では、歴史書の「名称」「要目」「分量、冊数、凶録ノ取扱」等⁴⁰が議論される予定であった。同会は一九四四年一月二八日に第一回総会を開いている。しかし、これは準備委員会の出した答申の内容を確認するために形式的に開かれたものに過ぎず、議論らしい議論は特に行われていない。実際問題として、交通状況の悪化や空襲の激化などにより、総会の開催は困難な状況になりつつあった。このため近藤壽治幹事から、今後の作業は事務局が中心となつて行ふ、という提案が出され、了解を得ている⁴¹。結局、名称などは最後まで決まらなかった。

国史編修官

一方、総会に先立ち、一月二〇日附で山田孝雄・小島小五郎・福尾猛市郎・坂本太郎・森末義彰の五名が国史編修官に任命されている（表2 参照）。うち、山田は神宮皇学館長、坂本は東京帝国大学助教授・史料編纂官、森末は史料編纂官とのそれぞれ兼任であった。

また国史編修調査会委員でもある山田は、勅任官として他の国史編修官を指導する立場にあった。またその後、一九四五年三月二三日付で、文部省国宝監査官補の田山信郎（号は方南）が、文部省国宝監査官と兼任の形で国史編修官に任命されている。⁴²

山田の兼任理由は、「同人ハ現代ニ於ケル国学ノ最高權威者ニシテ国史ニモ其ノ学識頗ル深ク皇国史觀ニ透徹セル稀ニ見ル碩学ナリ国家業務タル修史ノ術ニ当ル中核タル地位ニハ最適任者ニシテ他ニ適当ノ人物無キ」というものである。⁴³ 彼は準備委員会において、この歴史書は「天皇ヲ中心ニ致シマシテ、記事ハ極メテ正確公明ヲ期スル必要ガアルト思ヒマス、此ノ場合ニ於テハ正邪善悪ヲ明確ニシテ記述スベキデアルト思ヒマス」と発言し、御沙汰書の理念に基づき、大義名分論に基づく国体論的歴史書を編修することを熱烈に主張していた。⁴⁴ 歴史学の専門家の場合は国体論者からの攻撃を受ける可能性が高かったが、国語・国文学者にして日本史にも造詣が深く、その上国体論者として広く名の知られていた山田は、確かに最適任者であったといえる。なお坂本の回想によれば、山田はこの事業を「曠古の大業」として「大へんはり切って」いたという。⁴⁵

3 国史編修院と敗戦後の経過

国史編修院の設置と敗戦

一九四五年四月一九日、鈴木貫太郎内閣の太田耕造文相は、「現下ノ世界ニ鑑ミ歴代天皇ノ皇謨ヲ仰ギ奉リ国体ノ本義ニ徹シ君臣ノ名分ヲ正シ臣民忠誠ノ遺風ヲ顕彰シテ現代施策ノ鑑ト為シ以テ国運隆昌ノ基礎ニ培フ為国史ヲ編修スル機関ヲ設置スル」ための閣議開催を請求した。ここでは、これまで掲げられてきた「我が国ノ世界的使命」などといった表現が消え、その代わりに「歴代天皇ノ皇謨」「国体ノ本義」といった表現が現れている。戦況の悪化を反映して、「世界的使命」から「国体護持」へと、微妙に意図が変化していることがうかがえる。

この案はその後しばらく棚上げされていたようであるが、八月一日の閣議で設置が決定されている。この閣議決定に基づき、八月一五日付（公布一六日）の勅令第四七六号「国史編修院官制」、及び一六日付の勅令第四七七号「文部省官制外ニ勅令中改正等」により、⁴⁷ 国史編修院が設置された。また国史編修調査会は勅令第四七七号により廃止されている。

言うまでもなくこの間、八月一四日の御前会議において、政府はポツダム宣言の受諾による無条件降伏を決定し、このことは翌一五日の「玉音放送」によって国民に伝えられている。つまり国史編修院は、日本の敗北の直前に設置が決定され、敗北の直後に実際に設

置されたことになる。

一見するとこれは、降伏という事態の急変を無視して、かねてからの計画をそのまま進めたかのようにも見える。確かに、閣議決定の時点では、まだ降伏は決まっていない。しかし、すでにこの時点で日本の敗北が時間の問題であることは、政府首脳部にとっては明白だった。だいたい、国史編修調査会の総会はまだ一度しか開かれておらず、従って何の作業方針も決定されていないのだから、ただちに編修作業を開始することは不可能だったはずである。従ってこれは、敗戦にもかかわらず、というよりはむしろ敗戦を見越した上で、それに伴って生じると予測された「国体」の危機に対処するために、敢えて国史編修院の設置に踏み切った、と考えるべきであろう。

事実、八月一八日付の新聞各紙は、この件を乏しい紙面を割いて「国体護持の信念昂揚はこの国難時代にあつてます 強調されねばならぬが、それには光輝ある正しい国史を国民に示すにある」^{④⑧}等と報じている。また、敗戦から間もない時期に作成されたと見られる文部省の行政整理案の中にも、「国史ヲ編修シ国体護持ノ信念昂揚ヲ図ルハ終戦後ニ於ケル我国ニ於テ最モ必要トセルモノナルヲ以テ之ニ従事スル職員ヲ増加セントス」^{④⑨}という文言が見られる。修史事業は「国体護持」を図る上での重要な切り札と考えられていたのである。

これを受けて、まず八月一七日付で佐佐木行忠が国史編修院総裁、山田孝雄が国史編修院長に任命され、文部省国史編修官であった坂本・森末・小島・福尾・田山の五人はそのまま国史編修院国史編修官となった。なお佐佐木は、八月三〇日付で特に親任官の待遇を賜っている。その後、九月六日付で文部理事官の北浦静彦が事務官となり、九月二六日付で下村富士男（神祇院考証官補）、一〇月二六日付で時野谷勝が新たに国史編修官に任じられている（表2参照）。また平田俊春は、九月五日付で山田院長より国史編修官への就任を求める手紙を受け取ったという^{⑤①}。なお、国史編修院は品川区上大崎の旧国民精神文化研究所の建物内に置かれていた^{⑤②}。

この間、一〇月三日の枢密院本会議で、深井英伍枢密顧問官が「国史編修ノ方針ニ付再検討ノ上之ニ反省ヲ加フルノ要アルベシト思料スルモ政府ノ所見果シテ如何」と問い質したのに対し、前田多門文相は、「内閣更迭ノ間際ニ前内閣ニ於テ定メタル所ヲ引継ギタリ国史ノ編修ハ結局ニ於テ国体明徴ニ寄与スルコト謂ウ迄モナキ所ナルガ其ノ研究ヲ進ムルニ当リテハ検討ヲ要スルモノアルベキ今後慎重ナル態度ヲ以テ此ノ業ニ当ルコトト致シタ

シ」と回答している⁵³。つまり、「慎重ナル態度」が必要であることは認めているものの、事業自体は「国体明徴」に寄与するものとして必要なものだと考えられていたのである。一〇月末まで続く国史編修院の組織拡大は、このような文部省の立場を反映したものだと考えられる。

また、一〇月五日には『国体の本義』『臣民の道』『大東亜戦争とわれら』『国史概説』などの教学局編纂図書について、学校等での使用停止と絶版・廃棄処分が取られている⁵⁴。そして一〇月一三日付（公布一五日）の勅令第五七〇・五七一号で教学局は廃止され、社会教育局に改組された。このため、国史編修院の事務取扱は社会教育局に移管されている。

山田孝雄院長の辞任と国史編修院の解体

一方、連合国最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）、特にその中でも教育問題を担当していた民間情報教育局（CIE）は、一〇月二二日付の覚書・SCAPIN・178「日本教育制度ニ対スル管理政策」を皮切りに、教育行政への介入を本格的に開始することになる。

こうした中で、十一月五日、山田孝雄国史編修院長は辞表を提出した。この辞表は受理され、山田は七日付で依願免官となっている⁵⁵。後任は置かれず、暫定的に社会教育局長の關口泰が事務取扱となった。

このときの事情について、山田は後年の回想で、一〇月三〇日に文部次官（文部事務次官の大村清一か）に面会したところ、「進駐軍からいふ事があり、かねての『国史編修準備委員会以来の』方針は通りさうに無い有様になった」と告げられたので、「自ら信ずる正しい道によりて進退せねばならぬ」として「即日辞表を提出した」と述べている⁵⁶。

この山田の辞任により、国史編修院は実質的にその機能を停止したと見られる。

結局、一九四六年一月二五日の閣議で決定された官庁行政整理に伴う文部省官制改正によって、国史編修院と国史編修官制度は廃止されることが決定された⁵⁷。三〇日附（公布三一日）の勅令第六〇号「行政整理実施ノ為ニスル文部省官制中改正等」で、国史編修院と国史編修官はともに正式に廃止されている。一大国家プロジェクトとして計画された昭和の国史編修事業は、何の成果も残さぬまま、ここにあつけない終末を迎えたのである。

おわりに

国史編修事業は、当初、「大東亜戦争」をイデオロギー的に正当化し、国民の戦争動員を図るとともに、「正史」を創出することによって国民の思想統制を図ることを目的として、文部省が中心となって国策として推し進めたものであった。

この目的は敗戦によって消滅する。だが、「国体護持」に固執する政府当局は、これに代えて「国体護持」を目的に掲げて事業を継続しようとした。とはいえ、GHQ/SCAPによる教育改革が始まる中で、この事業は、その目的を何ら達成することなく葬り去られる運命にあった。

しかし、この修史事業は、最初から解決困難な問題を抱えていた。そもそも文部省側の狙いは、勅撰またはそれに近い形で神聖なる「正史」を創出することにより、それ以外の歴史認識を抑圧することにあつたといえる。だからこそこの歴史書は単なる官撰史書ではなく、「正史」でなければならなかったのである。だが、それを実際に編修するのは生身の歴史学者なのであり、しかも、その新しい「正史」が、すでに存在している「正史」である六国史（とりわけ『日本書紀』）の神聖性を損ねるおそれがあった。つまり「肇国の精神」に基づくはずの歴史書が、「肇国の精神」の根源である『日本書紀』を書き換えることになってしまふ。それゆえにこの事業については、平泉澄を含め一部の国体論者から危惧の声があがったのである。

さらに言えば、あるべき歴史と現実の歴史との乖離——とりわけ、天皇中心という立場から、「日本国家生活ガ肇国精神ヲ具体的ニ顕現スル力量ノ寧ろ乏シカツタ」時代をどう扱うのか、という問題については、結局、最後まで何の具体的解決策も示されずに終わったのである。確かに、「肇国の精神」に基づく天皇中心の立場より、「君臣名分ノ誼ヲ正シ、華夷内外ノ弁ヲ明ニ」する、という「皇国史観」の基本的な枠組みははつきりしていた。だが、そこには大きな解釈の幅があり、とりわけ、武家政権が「国体」に抵触する存在か否か、という点は大きな問題となり得たのである。ここからはむしろ、当時の「皇国史観」の多様性と、それゆえの「正史」化の困難さを読み取ることができるといえよう。

註

- ① もとより、「正史」とは国家が自らの正式な歴史書として編修したものの、あるいはそのように認定したものを指す言葉であり、その意味ではこの二事業のみならず、『復古記』『明治天皇紀』『維新史』などの官撰史書や、あるいは国定国史教科書なども「正史」な

いしはそれに準ずるものとして捉えるべきではあろう。ただし、この二事業は、国家自らが「正史」の確立ということを自覚的に意識して進めたものであり、その点で他の官撰史書とは一線を画すものである。なお、本稿では「正史」という言葉を括弧つきで用いる。この言葉には、自らを正式なものとなすことによつてそれ以外の歴史観・歴史認識を排除しようとする独善的な含意があり、無前提に用いることは出来なからである。

② 「明治二年四月 国史編修につき三条実美宛明治天皇宸翰」、東京大学史料編纂所〔編〕『東京大学史料編纂所史料集』（東京大学史料編纂所、二〇〇一）所収、三頁。いわゆる「明治天皇宸翰御沙汰書」。

③ 前掲『東京大学史料編纂所史料集』第一章のほか、『日本近代思想大系¹³ 歴史認識』（岩波書店、一九九一）、大久保利謙『大久保利謙歴史著作集⁷ 日本近代史学の成立』（吉川弘文館、一九八八）、東京大学史料編纂所〔編〕『歴史学と史料研究』（山川出版社、二〇〇三）等を参照。

④ 昭和の修史事業については、『国史大辞典』（吉川弘文館）に「国史編修院」の項目（時野谷勝執筆、第一五巻上（一九九六）所載）があるほか、関係者の回想として山田孝雄「日本書紀の精神」（日本文化研究会〔編〕『神武天皇紀元論』（立花書房、一九五八）所収）、平泉澄「明治は遠くなりになり——皇国正史編修の議」（一九六三、平泉『平泉博士史論抄——歴史観を主として』（青々企画、一九九八）所収）、坂本太郎『古代史の道——考証史学六十年』（読売新聞社、一九八〇）一四五～一四八頁、一五八～一五九頁がある。また事業に言及した先行研究として、倉沢剛『続学校令の研究』（講談社、一九八〇）一一七二～一一七四頁、久保義三『昭和教育史——天皇制と教育の史的展開』（上）（三一書房、一九九四）四三〇～四三二頁、昆野伸幸「吉田三郎の〈皇国史観〉批判」『日本思想史研究』第三三号（二〇〇一年三月）一二三～一二六頁等が挙げられる。なお、東京大学史料編纂所蔵『辻善之助関係史料』と『龍肅関係史料』にはこの事業に係る史料が収められており、その一部は『東京大学史料編纂所史料集』第八章に収録されている。

⑤ 近年の研究動向については、今井修「戦争と歴史家」をめぐる最近の研究について——阿部猛氏『太平洋戦争と歴史学』と今谷明氏の平泉澄論を中心に』『年報日本現代史』第七号（現代史料出版、二〇〇一）を参照。その後に発表された研究のうち重要なもの

- としては、永原慶二『20世紀日本の歴史学』（吉川弘文館、二〇〇三）、植村和秀『丸山眞男と平泉澄——昭和期日本の政治主義』（柏書房、二〇〇四）などがある。
- ⑥ 『第三回中央協力会議録（全）』（大政翼賛会、一九四二、須崎慎一〔編〕『大政翼賛運動資料集成』第二集第四卷（柏書房、一九八九）所収）二四～二五頁。傍点は原文のまま。『朝日新聞』一九四二年九月二七日附「大規模な国史編纂／日本世界観を把握体得／文相闡明」も参照。
- ⑦ これら一連の教学局による歴史書の編纂の経緯については、久保『昭和教育史』（上）四一五～四二〇、四二七～四三一頁を参照。
- ⑧ 「皇国史観」という語の出自については、とりあえず拙稿「歴史学の戦中と戦後——『皇国史観』と戦後歴史学の出発」『同時代史学会News Letter』第四号（二〇〇四年五月）を参照。
- ⑨ 文部省『国体の本義』（文部省、一九三七）九～一〇頁。
- ⑩ 『国体の本義』一三～一四頁。出典は『日本書紀』巻第二所引の一書。ただし、『国体の本義』は飯田武郷『日本書紀通釈』から引用しており、そのため校訂・訓読上の問題がある。
- ⑪ 国立公文書館所蔵『公文類聚』第六十七編・昭和十八年・第七十一巻・財政四・会計四（予算一ノ三）。橋田は、第八十一回帝国議会衆議院予算委員会第二分科会（一九四三年二月九日）でこの件に触れている。
- ⑫ 『公文類聚』第六十七編・昭和十八年・第十九巻・官職十三・官制十三（文部省四）。同上。
- ⑬ 『文部時報』第七九八号（一九四三年九月）「彙報」七三～七四頁。
註²参照。
- ⑭ 例えば、関連する特集を組んだ新聞・雑誌だけでも、後述する『読書人』のほか、『日本読書新聞』第二六八号（一九四三年九月二五日付）、「特輯・正史編修と皇国史観」、『知性』第六卷第一号（同年十一月）、「特輯・皇国史の体認」、『文化日本』第八卷第一号（一九四三年一月）、「特輯・皇国史観の確立」などがある。
- ⑮ 昆野「吉田三郎の〈皇国史観〉批判」一二六頁。植村『丸山眞男と平泉澄』一三三、一四七頁。
- ⑯ 『保田與重郎全集』第二二卷（講談社、一九八七）に再録。

- ⑲ 『読売報知』一九四三年八月二八日付「国民生活の根柢培養／全世界に示す八紘為宇の大理想／正史編修 中村博士の感激談」。
- ⑳ 房内「正史と国史観」『文藝春秋』第二二巻第一号（一九四三年一月）もほぼ同趣旨の内容。
- ㉑ 国史編修準備委員会・調査会の議事録は『辻善之助関係史料』七九「国史編修準備委員会」に収められており、一部は『東京大学史料編纂所史史料集』第八章に翻刻されている。以下、『国史編修準備委員会第一回総会議事録』は『準・総会1』、『国史編修準備委員会第二回特別委員会議事録』は『準・特別委2』、『国史編修調査会第一回総会議事録』は『調・総会1』等々と略記する。
- ㉒ 『準・総会1』二五頁。
- ㉓ 『準・総会2』五頁。
- ㉔ 『準・総会2』九頁。
- ㉕ 『準・総会1』五頁、近藤壽治の発言。
- ㉖ ただし山田は、『日本書紀』と『大日本史』の神功皇后・大友皇子（弘文天皇）の扱いの違いを、問題として取り上げている。『準・総会1』一四頁、『準・特別委2』一一頁。
- ㉗ 『公文類聚』第六十九編・昭和二十年・第十九卷・官職十三・官制十三（文部省四）。〔……〕内は引用者註、以下同じ。
- ㉘ 『準・総会1』一八頁。
- ㉙ 『準・総会1』一五頁。なお龍肅も同意見。
- ㉚ 『準・総会1』一六、一七頁。
- ㉛ 中村の戦時下の著作に「皇国史観」的なものが多いことについては、若槻泰雄『日本の戦争責任——最後の戦争世代から』（下）（一九九五、小学館ライブラリー、二〇〇〇）一四二～一四七頁、阿部猛『太平洋戦争と歴史学』（吉川弘文館、一九九九）六二～六七頁に指摘がある。また辻は「皇国史観」の被害者ないし抵抗者として語られることが多い（註45参照）が、戦時下の著作の問題を含め、慎重な再検討が必要であろう。
- ㉜ 平泉「正史編修愚見」『平泉博士史論抄』三八八～三九〇頁所収。
- ㉝ 『準・総会1』一六頁。
- ㉞ 『準・特別委3』四頁。
- ㉟ 平泉は、この歴史書を「勅撰ニ擬スルト云フコトハ畏多イコトデハナイカ、官撰ト云

フ点ヲ明白ニサレルコトガ宜シイノデハナイカ」(『準・総会1』二二頁)と主張している。

- ③⑥ 『準・特別委3』一〇、一一頁。
- ③⑦ 『東京大学史料編纂所史料集』八七四頁。
- ③⑧ 『準・総会3』三頁。
- ③⑨ 『公文類聚』第六十八編・昭和十九年・第十二卷・官職十二・官制十二(文部省五)同上。
- ④⑩ 『調・総会1』八頁。
- ④⑪ 『官報』第五三八二号(一九四四年二月二日付)、第五四五五号(一九四五年三月二四日付)。
- ④⑫ 国立公文書館蔵『任免裁可書』昭和十九年・任免卷二八三。
- ④⑬ 『準・総会1』一四〇一五頁。
- ④⑭ 特に、当時の日本史学界の長老格であった辻善之助は、「足利尊氏の擁護者」として原理日本社系のグループから攻撃を受けていた。辻善之助先生生誕百年記念會(編)『辻善之助博士自歴年譜稿』(續群書類従完成會、一九七七)、七〇〇七二頁、九〇〇九二頁。坂本『古代史の道』一四七頁。
- ④⑮ 『公文類聚』第六十九編・昭和二十年・第十九卷・官職十三・官制十三(文部省四)。
- ④⑯ 『朝日新聞』一九四五年八月一日付「国難時代を乗切る書／新たに国史編修院を設置」。
- ④⑰ 国立公文書館蔵『(各省及独立官庁) 行政整理案 文部省』(内閣官房総務課長作成)。
- ④⑱ 『官報』第五五八三号(一九四五年八月二二日付)、第五五九三号(九月三日付)、第五五九九号(九月一〇日付)、第五六一三号(九月二六日付)、第五六四一号(一〇月三〇日付)。なお、時野谷「国史編修院」は国史編修官としてこの他に丸山二郎の名を挙げているが、『官報』では確認できない。
- ⑤① 平田俊春「山田孝雄博士を想う」『歴史教育』第七卷第一号(一九五九年一月)一〇四一〇五頁。
- ⑤② 時野谷「国史編修院」、坂本『古代史の道』一四七頁。
- ⑤③ 『樞密院會議事録』第九六卷(昭和篇五四)(東京大學出版會、一九九六)一八九頁。なお、深井『樞密院重要議事覺書』(岩波書店、一九五三)四四〇〇四四二頁も参照。
- ⑤④ 『東京新聞』一九四五年一月二三日付「国体の本義」廃棄／文部省より」。

55 『任免裁可書』昭和二〇年・任免卷二二五。『官報』第五六五二号（一九四五年二月一三日付）。

56 山田「日本書紀の精神」一七一頁。

57 『朝日新聞』一九四六年一月二七日付「国史編修院」廃止。

表 1: 国史編修準備委員会・調査会名簿

人名	肩書	国史編修準備委員会			国史編修調査会	
		役職	就任	解任	役職	就任
岡部 長景	文部大臣・子爵	会長	1943.10.2		—	—
二宮 治重	文部大臣	—	—	—	会長	1944.11.21
星野 直樹	内閣書記官長	委員	1943.10.2		—	—
田中 武雄	内閣書記官長	—	—	—	委員	1944.12.15
森山 鋭一	法制局長官	委員	1943.10.2		—	—
三浦 一雄	法制局長官	—	—	—	委員	1944.12.15
安倍 源基	企画院次長	委員	1943.10.2	1943.11.1	—	—
村田 五郎	情報局次長	委員	1943.10.2		—	—
三好 重夫	情報局次長	—	—	—	委員	1944.12.15
植場 鐵三	総合計画局長官	—	—	—	委員	1944.12.15
白根 松介	宮内次官・男爵	委員	1943.10.2	→	委員	1944.12.15
松本 俊一	外務次官	委員	1943.10.2		—	—
澤田 廉三	外務次官	—	—	—	委員	1944.12.15
唐澤 俊樹	内務次官	委員	1943.10.2		—	—
山崎 巖	内務次官	—	—	—	委員	1944.12.15
飯沼 一省	神祇院副総裁	委員	1943.10.2	→	委員	1944.12.15
谷口 恒二	大蔵次官	委員	1943.10.2		—	—
松隈 秀雄	大蔵次官	—	—	—	委員	1944.12.15
富永 恭次	陸軍次官	委員	1943.10.2		—	—
柴山 兼四郎	陸軍次官	—	—	—	委員	1944.12.15
澤本 頼雄	海軍次官	委員	1943.10.2		—	—
大西 新藏	海軍中将	—	—	—	委員	1944.12.15
菊池 豊三郎	文部次官	委員	1943.10.2		—	—
藤野 恵	文部次官	—	—	—	委員	1944.12.15

内田 祥三	東京帝国大学総長	委員	1943.10.2	→	委員	1944.12.15
羽田 亨	京都帝国大学総長	委員	1943.10.2	→	委員	1944.12.15
竹越 與三郎	枢密顧問官	委員	1943.10.2	→	委員	1944.12.15
西田 直二郎	京都帝国大学教授	委員	1943.10.2	→	委員	1944.12.15
山田 孝雄	神宮皇学館長	委員	1943.10.2	→	委員	1944.12.15
中村 孝也	東京帝国大学教授	委員	1943.10.2	→	委員	1944.12.15
平泉 澄	東京帝国大学教授	委員	1943.10.2	→	委員	1944.12.15
内ヶ崎 作三郎	衆議院副議長	委員	1943.10.2	→	委員	1944.12.15
佐佐木 行忠	貴族院副議長・侯爵	委員	1943.10.2	→	委員	1944.12.15
酒井 忠正	貴族院副議長・伯爵	—	—	—	委員	1944.12.15
龍 肅	史料編纂所長	委員	1943.10.2	→	委員	1944.12.15
矢野 仁一	京都帝国大学教授	委員	1943.10.2	→	委員	1944.12.15
辻 善之助	東京帝国大学名誉教授	委員	1943.10.2	→	委員	1944.12.15
安岡 正篤	—	委員	1943.10.2	→	委員	1944.12.15
稻田 周一	内閣書記官	幹事	1943.10.2	→	幹事	1944.12.15
入江 俊郎	法制局参事官	幹事	1943.10.2	→	幹事	1944.12.15
渡邊 渡	企画院部長	幹事	1943.10.2	1943.11.1	—	—
安積 得也	総合計画局部長	—	—	—	幹事	1944.12.15
迫水 久常	大蔵省総務局長	幹事	1943.10.2	1943.11.1	—	—
	内閣参事官	幹事	1944.1.24		—	—
松田 令輔	大蔵省総務局長	幹事	1943.12.18		—	—
山際 正道	大蔵省総務局長	—	—	—	幹事	1944.12.15
藤野 惠	文部省総務局長	幹事	1943.10.2		—	—
永井 浩	文部省総務局長	—	—	—	幹事	1944.12.15
近藤 壽治	文部省教学局長	幹事	1943.10.2	→	幹事	1944.12.15

※『官報』他より作成。

表 2: 国史編修院名簿

人名	役職	就任	官位	専門	備考
佐佐木 行忠	国史編修院総裁	1945.8.17		神道家、貴族院議員	1945.8.30 親任官待遇
山田 孝雄	国史編修官（兼任）	1944.12.20	高等官一等	国語学、国文学、 日本史	神宮皇学館長と兼任
	国史編修院長	1945.8.17			1945.11.7 依願免官
關口 泰	国史編修院事務取扱	1945.11.7	—	文部官僚	社会教育局長
坂本 太郎	国史編修官（兼任）	1944.12.20	高等官三等	日本古代史	東京帝国大学助教授兼史料編纂官と兼任
森末 義彰	国史編修官（兼任）	1944.12.20	高等官四等	日本中世芸能史	史料編纂官と兼任
小島 小五郎	国史編修官	1944.12.20	高等官五等	長崎県史	元広島女子専門学校教授
福尾 猛市郎	国史編修官	1944.12.20	高等官六等	日本近世史	前職は文部省教学官
田山 信郎 (方南)	国史編修官（兼任）	1945.3.23	高等官七等	美術史、文化財	文部省国宝監査官と兼任
下村 富士男	国史編修官	1945.9.26	高等官六等	日本近現代史	前職は神祇院考証官補
時野谷 勝	国史編修官	1945.10.26	高等官七等	日本近現代史	—
北浦 静彦	国史編修院事務官	1945.9.6	高等官四等	文部官僚	前職は文部理事官

※『官報』より作成。